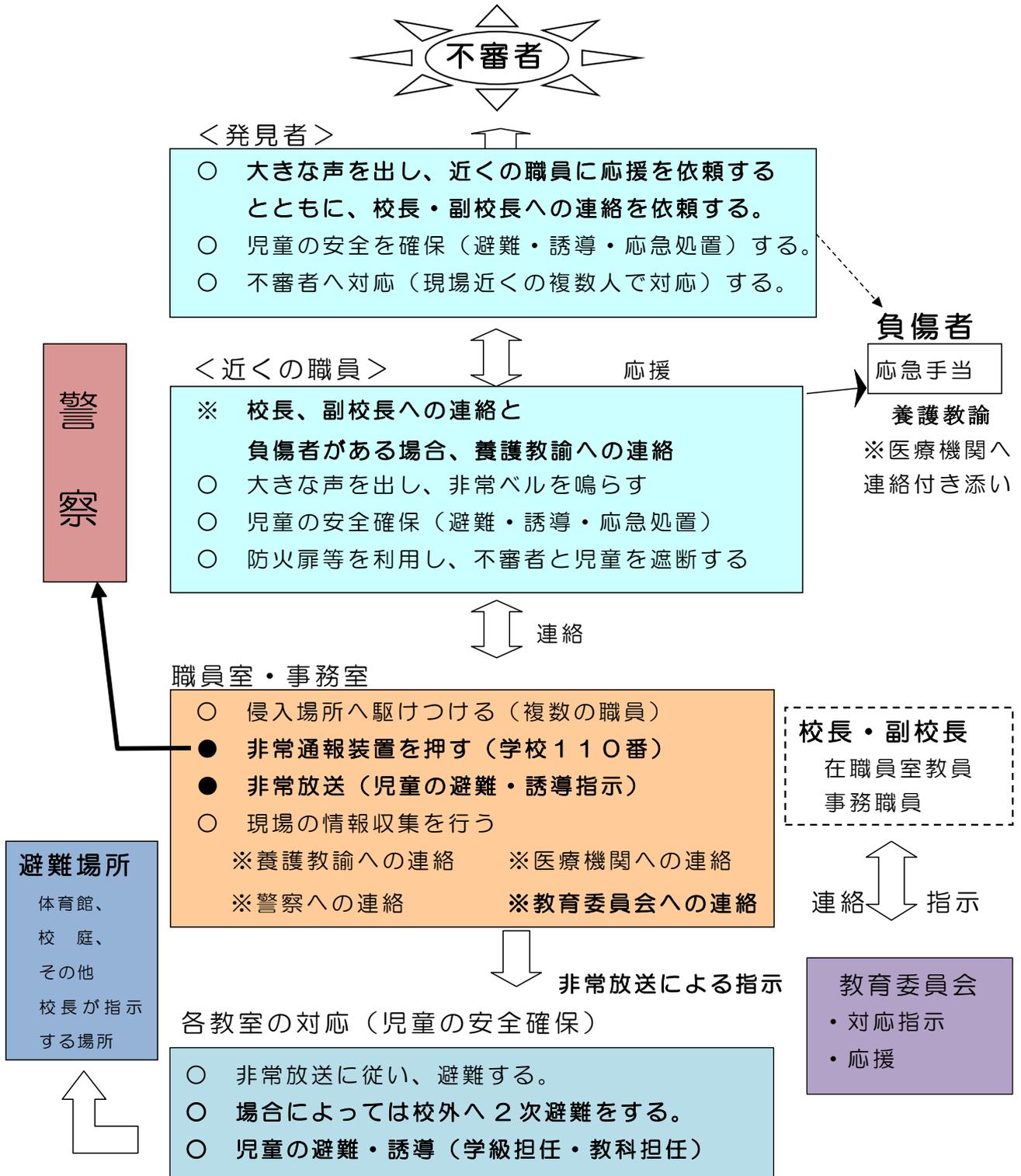


【不審者対応】

1 第1次対応（不審者発見時の対応）



※警察への通報

通常は、葛西警察署に電話連絡を行う。状況により非常通報装置（学校110番）を運用するが、運用に当たっては校長が判断する。

2 第2次対応（事件直後の対応）

《緊急対策会議（運営委員会）》

- 情報収集・状況の把握
- 協議・決定、伝達・指示

- 負傷者の確認・医療機関への搬送
- 児童の安全管理・保護者への引き渡し、下校
- 警察との連絡 □ 教育委員会との連絡
- 保護者との連絡 □ マスコミへの対応

《救急措置》

- 応急処置
（発見者・養護教諭等）
- 医療機関への搬送、
連絡調整
（養護教諭）
- 負傷者の人数・氏名・
程度等の把握
（養護教諭）
- 負傷した児童の
保護者への連絡・対応
（副校長、学級担任）

《児童管理》

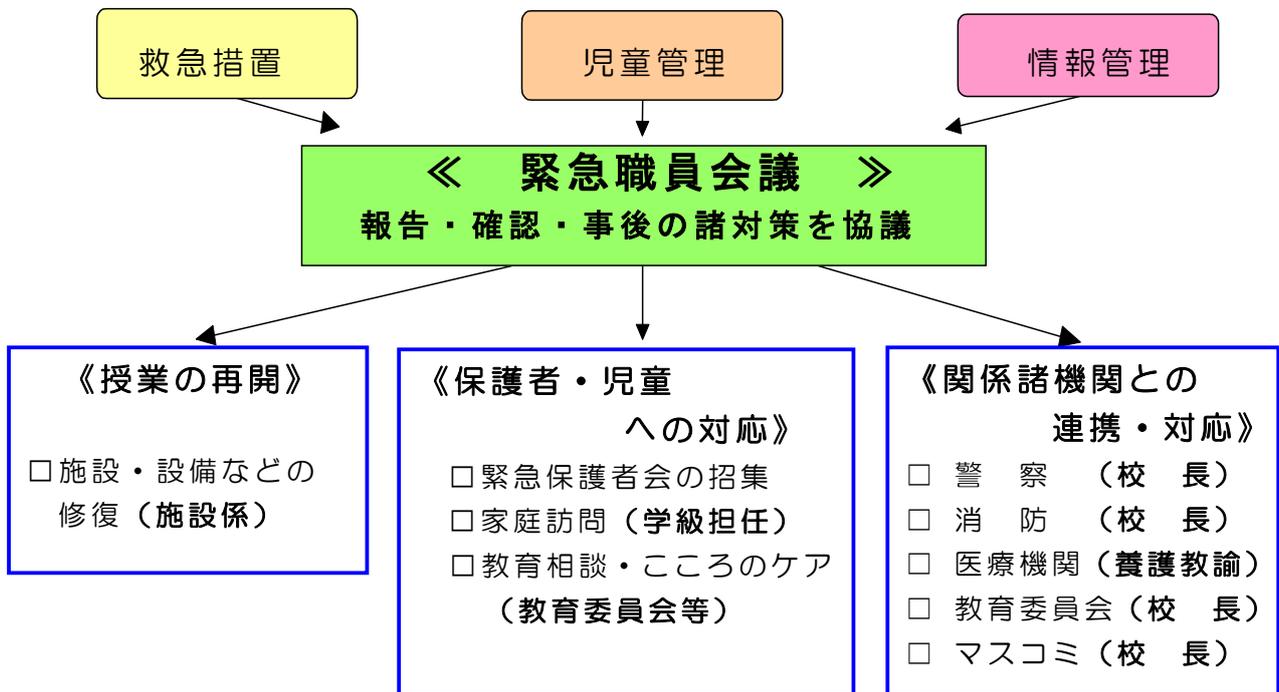
- 児童の安全管理
- 避難・誘導
- 下校・集団下校・引渡し
の指揮
（生活指導主任）
- P T Aとの連絡
（副校長）
- 保護者への連絡（連絡メ
ール）
（各学級担任）
（情報推進リーダー）

《情報管理》

- 情報収集・状況の
把握・伝達・記録
（教務主任）
- 警察・教育委員会・
マスコミへの対応
（校長）
- 保護者・地域への対応
（副校長）

※ 上記の役割について、校長不在の場合の代理者は必ず指定しておく。
また、副校長以下の教職員の役割についても、校長があらかじめ指定しておくものとする。

3 第3次対応（事件後の対応・措置）



4 児童の避難誘導

| | |
|-------------------|---|
| 1 教職員の誘導體制 | |
| 副校長（又は主幹） | 非常放送（避難場所の指示） |
| 各学級担任・授業担当者 | 児童の誘導、安全確保 |
| 授業のない教員 | 校内残留児童の確認・誘導 |
| 2 発見時間及び場所による避難誘導 | |
| 授 業 中 | 学級担任又は授業担当者は、非常放送があった場合、事件発生場所（危険場所）を避けた避難経路を確認し、直ちに児童を安全な場所へ避難・誘導する。 |
| 休 み 時 間 | 原則として、 <u>学級担任又は次の授業を受け持つ授業担当者</u> は、非常放送により事件が発生した場所を避けた避難経路を確認し、児童の避難・誘導にあたる。 |

5 教職員等の主な役割

※発見者・・・大きな声を出し、近くの職員に応援を求め、複数人で対応。
 児童の安全確保、必要な応急措置、校長・副校長・養護教諭への連絡など。

| 係 | 担 当 | 主 な 役 割 |
|------|----------------|--|
| 総指揮 | 校 長 | 対応方針の決定、校内の総括・指揮、 教育委員会への報告、警察・マスコミ対応等 |
| 通報 | 副校長 | 非常放送（避難指示）、関係機関、保護者・PTA等への対応、校外からの連絡窓口の一本化、事務的な対外折衝等 |
| 連絡 | 教務主幹 | 情報収集、状況の把握・記録伝達（副校長を補佐）、 緊急保護者会の企画 |
| 避難誘導 | 生活指導主任 | 児童の避難誘導及び人員確認、安全確保、 下校や集団下校・引渡しの指揮、 状況説明と動揺を防ぐための全校集会の企画 |
| | 学級担任 | 児童の安全確保・避難誘導、保護者への連絡、 学級の児童の不安や動揺の解消等 |
| | 学年主任 | 担任への助言、担任不在の学級への援助体制の指示 |
| 防 御 | 専科教員 （空き教員） | 不審者への対応、施設設備の修復、 担任不在の学級への援助、児童の安全確保 |
| 救 護 | 養護教諭 | 応急措置、負傷者の状況把握、医療機関への連絡・付添 健康状態の把握、心のケア |

6 その他の対応＜緊急時の連絡体制＞

《不審者対応における緊急時の連絡体制の整備》

- 校長は、随時、状況を教育委員会指導室に報告するとともに指示に従う。
- 校長は、教育委員会の指示に基づき、児童の早期下校や休校等について決定し、保護者に連絡する。
- 負傷者が発生した場合、校長及び教育委員会は誠心誠意をもって対応する。